

吹田市乳幼児訪問等の実施に係る車両運行管理業務仕様書

本仕様書は、吹田市（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に対し、運行管理業務を委託する概要を示すものであり、本仕様書に記載なき事項であっても、軽微なものについては、甲が車両運行管理上必要と認めた作業は、甲乙協議の上、乙は実施しなければならない。

1 業務名

吹田市乳幼児訪問等の実施に係る車両運行管理業務

2 運行管理車両

普通自動車（8人から10人乗り）1台

3 業務期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

4 業務内容

（1）委託業務は下記の内容とする。

- ア 管理車両の運行
- イ 管理車両の日常点検（運行前及び運行後点検）
- ウ 燃料油脂の給油と購入（費用は乙の負担とする）
- エ 消耗品等の管理
- オ 自動車保険（任意保険）に関する事項
- カ 事故処理に関する事項
- キ その他前各号に付帯する事項

（2）乙は、従業員から実際に車両を運行・管理する車両管理者を定め、甲に通知しなければならない。

（3）車両の運行に当たっては、乙は次のとおり業務を実施しなければならない。

- ア 車両の運行は、土曜、日曜、祝日、12月29日から翌1月3日までを除く日の午前9時から午後5時30分まで。
- イ 車両管理者は、甲の職員等の乗車に際しては、安全確保に努めること。
- ウ 車両管理者は、甲の職員等の指示により甲の業務用資材の積み下ろしを行うこと。
- エ 乙は、甲の業務用資材等を破損したときは、その損害を賠償すること。
- オ 車両管理者は、待機中はすこやか親子室（吹田市出口町19番2号 保健センター3階）にて待機すること。
- カ 車両管理者は毎朝、乗車前にアルコール検査を受け、運転免許証を提示すること。
- キ 故障及び事故等により車両に損害が生じた場合は、甲の業務に支障のないように処置を行うこと。
- ク やむを得ない理由で車両を運行できないときは、速やかに、甲の業務に支障の生じないよう処置を講じること。

（4）乙は、車両運行管理業務報告書を作成のうえ、甲に提出するとともに、車両の運行状況も併せて報告すること。

5 自動車保険（任意保険）については、最低でも下記以上とし、加入後保険証券のコピーを本市に提出すること。

対人・対物	無制限
搭乗者	1,000 万円×人数
通院費	5,000 円×日数

6 車両管理者は、次のことに留意して業務を実施しなければならない。

- (1) 車両の運転・管理については、道路交通法、道路運送車両法、その他関係諸法令等を誠実に遵守しなければならない。
- (2) 車両管理者は、車両の管理について善良なる仕事をもって行い、業務以外に使用してはならない。
- (3) 車両運行管理は始業点検から清掃終了までとし、車両管理者は常に車両を清潔に保たなければならない。
- (4) 車両管理者は、車両を業務終了後、直ちに指定の保管場所に格納しなければならない。
- (5) 運行の途中において車両が故障し、修理に長時間を要する場合又は救援する場合は、速やかに甲に連絡し、甲の指示を受けなければならない。
- (6) 車両管理者は、車両を滅失及び損傷した場合又は事故等があった場合は、直ちに警察署に届けるほか臨機の処置をとり、速やかに甲に連絡しなければならない。

7 費用負担

- (1) 運行業務等に必要な器具及び物品等は、すべて乙の負担とする。
- (2) 乙は、甲の指示する手続きに従い、一月分の委託料を当該月の業務完了後に乙に請求するものとする。
- (3) 甲は、前項の請求内容が適正であると認めるときは、30 日以内に委託料を支払うものとする。

8 その他

- (1) この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、細目については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。